

議案第31号

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の  
一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2024年3月8日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、常勤職員の給与の増額改定を契機として、会計年度任用職員の一部の職種の報酬の額を増額するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

#### 1 改正理由

常勤職員の給与の増額改定を契機として、会計年度任用職員の一部の職種の報酬の額を増額するため、改正するものです。

#### 2 改正内容

一般事務（補助）、一般労務（補助）、保育補助員及び生活指導補助員を除く会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額を、30円増額します。（別表関係）

#### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

#### 4 補足説明

一般事務（補助）、一般労務（補助）、保育補助員及び生活指導補助員の勤務1時間当たりの報酬の額については、令和5年10月1日付けで増額の改定を行っているため、今回は改定を行いません。

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年3月町田市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種別	職種	勤務1時間当たりの報酬の額	種別	職種	勤務1時間当たりの報酬の額
会計年度業務職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年2月町田市規則第4号）第2条第1号に掲げる会計年度業務職員をいう。）	一般事務	<u>1,580円</u>	会計年度業務職員	一般事務	<u>1,550円</u>
	図書館専門員	<u>1,680円</u>	（町田市	図書館専門員	<u>1,650円</u>
	一般労務	<u>1,580円</u>	会計年度	一般労務	<u>1,550円</u>
	特任給食調理員	<u>1,680円</u>	任用職員	特任給食調理員	<u>1,650円</u>
	学校養護員	<u>1,580円</u>	の任用等	学校養護員	<u>1,550円</u>
	栄養士	<u>1,580円</u>	に関する	栄養士	<u>1,550円</u>
	造園技術	<u>1,580円</u>	規則（令和	造園技術	<u>1,550円</u>
	土木技術	<u>1,580円</u>	2年2月	土木技術	<u>1,550円</u>
	建築技術	<u>1,580円</u>	町田市規	建築技術	<u>1,550円</u>
	保育士	<u>1,580円</u>	則第4号）	保育士	<u>1,550円</u>
	学芸員	<u>1,780円</u>	第2条第	学芸員	<u>1,750円</u>
	精神保健福祉士	<u>1,780円</u>	1号に掲	精神保健福祉士	<u>1,750円</u>
	看護師	<u>1,830円</u>	げる会計	看護師	<u>1,800円</u>
	歯科衛生士	<u>1,830円</u>	年度業務	歯科衛生士	<u>1,800円</u>
	臨床心理士	<u>1,930円</u>	職員をい	臨床心理士	<u>1,900円</u>
	薬剤師	<u>1,930円</u>	う。）	薬剤師	<u>1,900円</u>
助産師	<u>1,930円</u>		助産師	<u>1,900円</u>	
保健師	<u>1,930円</u>		保健師	<u>1,900円</u>	
管理栄養士	<u>1,930円</u>		管理栄養士	<u>1,900円</u>	

	M a c h i d a E n g l i s h P r o m o t i o n S t a f f	<u>2, 430円</u>
	I C T授業支 援員	<u>2, 430円</u>
	特別支援教育 支援員	<u>1, 230円</u>
	相談員	<u>1, 580円</u>
	指導員	<u>1, 580円</u>
	部活動指導員	<u>1, 630円</u>
	教育相談員	<u>1, 930円</u>
	特別支援教育 アドバイザー	<u>2, 030円</u>
	就学相談アド バイザー	<u>2, 030円</u>
	スクールソー シャルワーカー	<u>2, 030円</u>
	専任教育相談 員	<u>2, 080円</u>
	スクールカウ ンセラー	<u>2, 080円</u>
	総合教育相談 員	<u>2, 230円</u>
会計年度 補助職員 (町田市 会計年度 任用職員 の任用等 に関する 規則第2	略	略
	自動車運転補 助員	<u>1, 180円</u>
	略	略
	保育士(補助)	<u>1, 160円</u>
	栄養士(補助)	<u>1, 180円</u>
	管理栄養士(補	<u>1, 480円</u>

	M a c h i d a E n g l i s h P r o m o t i o n S t a f f	<u>2, 400円</u>
	I C T授業支 援員	<u>2, 400円</u>
	特別支援教育 支援員	<u>1, 200円</u>
	相談員	<u>1, 550円</u>
	指導員	<u>1, 550円</u>
	部活動指導員	<u>1, 600円</u>
	教育相談員	<u>1, 900円</u>
	特別支援教育 アドバイザー	<u>2, 000円</u>
	就学相談アド バイザー	<u>2, 000円</u>
	スクールソー シャルワーカー	<u>2, 000円</u>
	専任教育相談 員	<u>2, 050円</u>
	スクールカウ ンセラー	<u>2, 050円</u>
	総合教育相談 員	<u>2, 200円</u>
会計年度 補助職員 (町田市 会計年度 任用職員 の任用等 に関する 規則第2	略	略
	自動車運転補 助員	<u>1, 150円</u>
	略	略
	保育士(補助)	<u>1, 130円</u>
	栄養士(補助)	<u>1, 150円</u>
	管理栄養士(補	<u>1, 450円</u>

条第2号 に掲げる 会計年度 補助職員 をいう。)	助)		条第2号 に掲げる 会計年度 補助職員 をいう。)	助)	
	学芸員(補助)	<u>1,580円</u>		学芸員(補助)	<u>1,550円</u>
	看護師(補助)	<u>1,680円</u>		看護師(補助)	<u>1,650円</u>
	歯科衛生士(補 助)	<u>1,680円</u>		歯科衛生士(補 助)	<u>1,650円</u>
	臨床心理士(補 助)	<u>1,780円</u>		臨床心理士(補 助)	<u>1,750円</u>
	助産師(補助)	<u>1,780円</u>		助産師(補助)	<u>1,750円</u>
	保健師(補助)	<u>1,780円</u>		保健師(補助)	<u>1,750円</u>
	略	略		略	略
	柔道指導補助 員	<u>1,180円</u>		柔道指導補助 員	<u>1,150円</u>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。